

10/29 配布版

資料 2

第 3 回

赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員会資料

第 8 期計画（素案）第 4 章について

第4章 施策の展開

基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

1. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの体制強化

① 地域包括支援センター

【現状と課題】

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等さまざまな支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアの中核機関です。「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」「地域ケア会議の充実」を行っています。本市では、地域包括支援センターを1か所、在宅介護支援センターを窓口として、5つの日常生活圏域に5か所設置しています。

【今後の方向性】

高齢者数の増加にともない、今後、相談件数は増加していくと思われれます。また、家庭環境等の高齢者を取り巻く環境の変化等により、複雑かつ複合的課題を抱える事例も増加傾向にあります。

そのため、地域包括支援センターの業務内容や業務量に見合った人員体制を確保します。3職種以外の配置を含めた体制強化・相談支援強化について検討します。

また、権利擁護や高齢者虐待等緊急の対応の必要性を判断し、早期対応を図るとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関や制度等の利用につなげていきます。個々の高齢者がある人らしい自立した生活を送ることができるよう、地域の関係者等との連携強化により、その人の生活全体を包括的・継続的に支えられるよう取り組みます。

② 在宅介護支援センター

【現状と課題】

在宅介護支援センターでは、高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合相談を実施しています。

職員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務していることが多く、専従職員が少ない状況となっています。

【今後の方向性】

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口として重要な役割を担っており、相互に連携しつつ地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

【在宅介護支援センター】

(令和2年度現在)

名 称	地区
在宅介護支援センターはくほう	赤穂 城西
赤穂市立赤穂西地区在宅介護支援センター（やすらぎ）	塩屋 西部
赤穂市立赤穂東地区在宅介護支援センター（しおさい）	尾崎 御崎
赤穂市立坂越地区在宅介護支援センター（いきしま）	坂越 高雄（一部）
在宅介護支援センター千種の苑	高雄（一部） 有年

(2) 地域ケア会議の充実**【現状と課題】**

地域包括支援センターと高齢者福祉を所管する各行政機関、地域における在宅医療や高齢者福祉に携わる医師会等の関係機関が参集する地域ケア推進会議（全体会）を年3回、地域ケア個別会議のうち、在宅介護支援センター、高齢者福祉担当行政機関による個別ケース会議を年9回、介護支援専門員等から寄せられる個別課題について検討を行う個別ケース検討会を随時実施しています。

また、令和2年度からは、個別ケース会議を自立支援・重度化防止に資する自立支援型地域ケア個別会議に改め、年6回実施し、個別課題の解決を図るための検討を行っていますが、地域課題を抽出し、新たな政策形成まで至っていないことが課題となっています。

【今後の方向性】

今後も、個別ケースの課題解決のため、検討を行う自立支援・重度化防止に資する自立支援型地域ケア個別会議や、個別ケースの検討、生活支援コーディネーター等により共有された地域課題を地域ケア推進会議の中で検討し、地域づくりや政策形成に結び付けていきます。

(3) 生活支援サービス体制の整備**【現状と課題】**

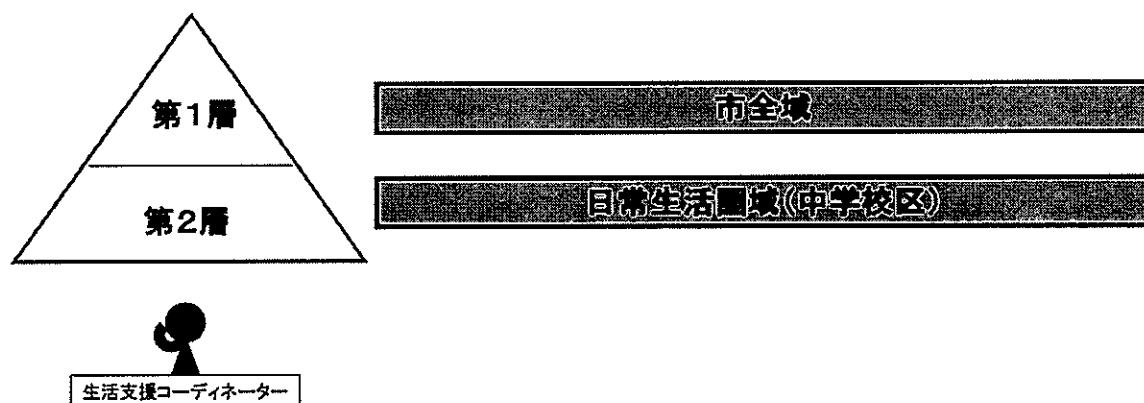
第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）に配置された生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援・介護予防サービスの生活支援等の体制整備に向けて、地域の多様な主体が参集し、情報共有や検討を行う市域全体を担当する介護予防・生活支援体制整備協議体を年3回開催しています。

介護予防・生活支援体制整備協議体は、第1層に設置していますが、第2層については設置に至っていない状況です。

【今後の方向性】

地域の生活支援等サービスに臨機応変に対応していくために第2層（日常生活圏域）においても協議体を設置していきます。

また、高齢者の生活支援体制整備の推進を図り、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、コーディネート機能を担う就労的活動支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、生活支援コーディネーターとともに、地域でコーディネート機能を適切に発揮できるように体制の整備を図っていきます。



(4) 介護予防・日常生活総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

【現状と課題】

介護予防・生活支援サービス事業について、訪問介護相当サービス、緩和型訪問介護サービス、通所介護相当サービス、緩和型通所介護サービスを実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、現行の介護予防・生活支援サービス事業で、専門的なサービスを提供するほか、地域住民等の多様な主体が参画するサービスの提供を目指します。

【サービス一覧】		(令和2年度現在)
サービス名		提供事業所数
訪問型サービス		
	現行相当サービス	4か所
	緩和型サービス	1か所
通所型サービス		
	現行相当サービス	17か所
	緩和型サービス	4か所

② 一般介護予防事業

【現状と課題】

高齢者を対象に、セルフケアマネジメントを推進するため、介護予防手帳の普及を図るセルフケアマネジメント事業、住民主体の介護予防活動である、いきいき百歳体操、要介護状態の前段階である「フレイル」になることを予防するためのフレイル予防事業、もの忘れや閉じこもり等何らかの支援を要する人を早期に把握するためのもの忘れ等チェック事業を実施しています。

また、平成31（令和元）年度より地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリ専門職1名を地域包括支援センターに配置し、自立支援に資する取組を推進しています。

【今後の方向性】

引き続き、介護予防の推進を図るため、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、効果的・効率的な事業実施に取り組めます。

地域リハビリテーションは、地域包括ケアシステム及び一般介護予防の充実・強化に資するものであるため、リハビリテーション専門職の関与においては、赤穂市医師会等関係機関と連携し、安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解促進を図ります。

(5) 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実

【現状と課題】

在宅介護支援センターや社会福祉協議会への委託や事業補助を行い、地域での互助・共助による活動支援や意識醸成及び啓発活動を実施しています。

また、高齢者を見守る支えるネットワークの構築のため、市内外の70民間事業者（令和2年3月末現在）と「赤穂市高齢者見守りネット事業協定書」を締結し、高齢者見守り体制の強化を図っています。

【今後の方向性】

民間事業者等を対象とした研修会や徘徊模擬訓練等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができる環境づくりに取り組めます。

令和12年度までに赤穂市総合計画の施策として、赤穂市高齢者見守りネット協定書の締結事業者数を100事業所まで増やしていきます。

(6) 要配慮者支援体制の充実

① 災害時避難支援体制の整備

【現状と課題】

近年、大規模な地震や記録的な大雨、土砂災害等による被害が全国で多発しています。大規模災害の度に、多くの高齢者や障がい者（避難行動要支援者）が犠牲になる事態が続いています。

災害時の被害を軽減するには、「自助」「共助」「公助」の活動を効果的に組み合わせることがますます重要となっています。

【今後の方向性】

今後も、災害時の被害を軽減することができるよう、「赤穂市地域防災計画」のもと、「自助」「共助」「公助」の活動を効果的に組み合わせた、要配慮者への災害時避難支援体制の整備を図っていきます。

【避難行動】

避難情報の種類	とるべき行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	・避難開始に時間を要する方（ご高齢の方・障がいのある方・乳幼児等） とその支援者の方は避難開始 ・その他の方は避難の準備
【警戒レベル4】 避難勧告	・速やかに避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

② 避難行動要支援者名簿の整備

【現状と課題】

高齢者、障がい者等災害発生時の避難等に特に支援を要する方について、民生委員や自主防災組織（自治会）の協力により、避難行動要支援者名簿への登録及び更新を行っています。

また、平成28年度に災害時避難行動要支援者対応マニュアルを作成し、災害時等の支援体制の整備を進めています。

【今後の方向性】

引き続き、広報等を活用し、自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

③ 避難行動要支援者名簿の活用

【現状と課題】

平成25年の災害対策基本法の改正により、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できることとしています。

本市では、避難行動要支援者名簿をデータベース化しており、有事の際の名簿情報の迅速かつ的確な取得を図るとともに、平常時から名簿情報を民生委員や自主防災組織（自治会）と共有し、「自助」「共助」「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の整備に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も、避難行動要支援者名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組みます。

また、毎年、民生委員や自治会に名簿情報の提供を行い、平常時より情報共有を推進していきます。

併せて、避難行動要支援者が災害時にどのような行動をとればよいのかについて、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難計画である「個別支援計画」の策定にも取り組んでいきます。

④ 福祉避難所の設置

【現状と課題】

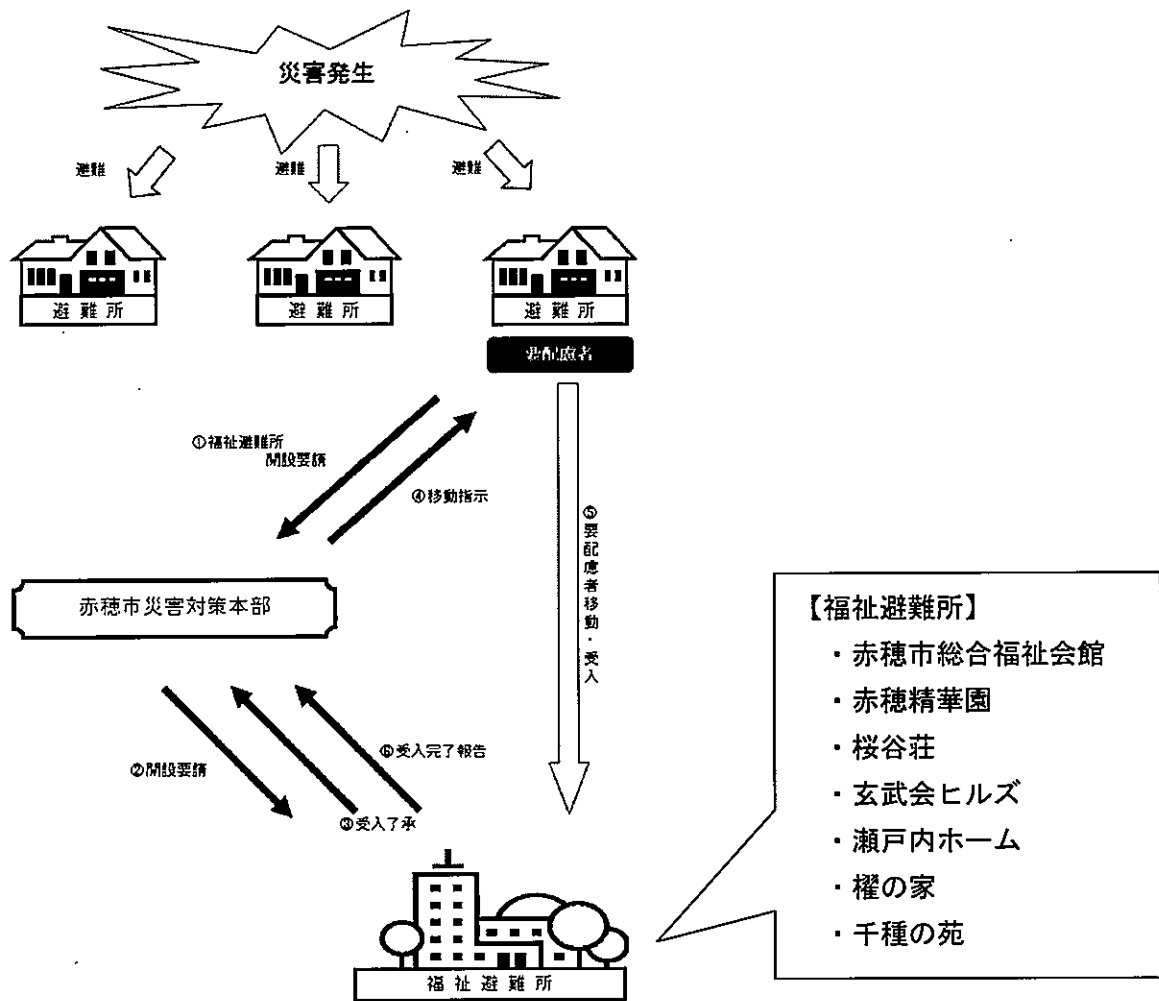
高齢化などの要因から特別な配慮を必要とする方は増加傾向にあり、福祉避難所の更なる確保が必要となってきました。

【今後の方向性】

福祉避難所として対応可能な施設との協定締結を進め、災害時に特別な配慮を必要とする方の避難場所確保に努めます。

また、高齢者等はウイルス感染による重症化リスクが高いと考えられるため、避難者の受け入れの際には、「赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策を行います。

福祉避難所の基本開設フロー



⑤ 災害に対する意識の啓発

【現状と課題】

防災意識を高め、災害に対する必要な知識を身に着けるため、防災訓練や避難訓練を実施するほか、継続した啓発活動、情報提供が必要です。

【今後の方向性】

防災訓練や避難訓練を実施するほか、広報誌等での啓発、情報提供を引き続き実施し、防災意識の向上に努めます。

(7) ユニバーサル社会づくり

【現状と課題】

ユニバーサル社会とは、「年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支えあい、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会」をいいます(平成30年「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」より)。

本市では、関西福祉大学と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を拠点として定期的に事業を実施しており、ユニバーサル社会づくりの啓発を図っています。

【今後の方向性】

活動拠点「ユニバーサルの家」を活かして、地域と密着してより親しまれるユニバーサル社会の実現に向けた意識啓発活動を展開するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進していきます。

2. 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 認知症の理解と予防の促進

① 正しい知識の普及

【現状と課題】

国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症施策を実施しています。認知症に関する正しい知識と理解をもって地域で認知症の人とその家族を手助けする認知症サポーター養成講座を教育機関や自治会等で実施するほか、「地域包括支援センターだより」等広報などで広く市民に認知症についての正しい知識の普及・啓発に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、認知症に対する理解促進や地域での見守りに対する意識が向上できるよう教育、地域づくり等他の分野をはじめ、広く市民への周知及び啓発に努めます。

② 認知症サポーターの養成

【現状と課題】

認知症に対する正しい知識を市民に理解いただくことで、認知症高齢者やその家族に対する偏見や不安を取り除き、地域全体で認知症高齢者を見守る支える社会づくりを目指して取り組んでいます。令和2年度には、認知症施策の推進を図るため、認知症サポーター養成講座の講師役である「認知症キャラバンメイト」養成研修を実施しました。

【今後の方向性】

認知症高齢者の増加も予測されることから、市民の認知症に関する関心は高まると予想されます。認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員や、子ども・学生に対する認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターを増やしていきます。

③ 認知症予防の推進

【現状と課題】

生きがいデイサービス、認知症予防教室を通じて、認知症予防に取り組んでいます。

【今後の方向性】

引き続き、認知症予防教室を実施するとともに、社会参加による認知症予防の可能性が示唆されるいきいき百歳体操など住民主体の通いの場についても設置推進を図っていきます。

(2) 認知症支援体制の整備

① 支援のネットワークの強化

【現状と課題】

地域包括支援センターで、毎月1回専門医による「もの忘れ健康相談」（要予約）のほか、「認知症相談センター」として、随時認知症に関する相談を受けています。また、地域包括支援センター内に、「認知症初期集中支援チーム」を置き、支援が必要な人には専門職がチームを組んで、家庭訪問をしています。

【今後の方向性】

関係機関と連携のもと認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）を構築するため、地域包括支援センターにチームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーターがオレンジサポーターとして、認知症の人や家族を支援できるよう施策の展開を図っていきます。

② 容態に応じた医療・介護等の提供

【現状と課題】

地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人や家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう認知症ケアパスを作成し、もの忘れ健康相談など相談時に活用しています。

また、医療、介護施設等職員を対象に、認知症ケア向上研修を実施し、認知症への理解を深め、対応力向上を図るための研修を実施しています。

【今後の方向性】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

③ 家族支援体制の整備

【現状と課題】

認知症の人や家族等への支援として、認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行っています。令和2年3月末現在市内8か所に認知症カフェが設置されています。また、介護者支援として、平成30年度より、医師による講演や家族交流会を実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、市内にある5つの日常生活圏域すべてに認知症カフェが設置できるよう認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行っていきます。

また、介護者支援として、家族交流会などの家族同士のピア活動等の取組を推進し、家族等の負担軽減を図ります。

認知症の人が起こした偶然の事故によって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負った場合、これを補償するための「認知症高齢者等個人賠償責任保険制度」等についても、今後調査研究を行っていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

後見等開始の申し立てをする親族がいない場合等に、成年後見制度の利用が必要と認められる人の財産管理や介護サービス契約等について、制度を利用できるよう支援を行っています。

認知症をはじめ権利擁護に関する相談件数は年々増加しており、成年後見制度を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、西播磨4市3町の共同で設置した「西播磨成年後見支援センター」を中核機関とし、地域連携の構築に向け検討をしながら、成年後見制度の利用について周知に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、成年後見制度を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の普及や利用促進について周知に努めます。

② 市民後見人の養成

【現状と課題】

令和2年4月現在、本市の市民後見人バンク登録者は8名となっています。

【今後の方向性】

引き続き、西播磨成年後見支援センターと連携し、増加する認知症高齢者等の身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成・支援に取り組んでいきます。

③ 地域福祉権利擁護事業の活用促進

【現状と課題】

判断能力が十分ではない認知症高齢者等の福祉サービスの利用手続きに関する支援や、日常的な金銭管理等を行うために、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援しています。

【今後の方向性】

引き続き、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していきます。

④ 高齢者虐待防止の推進

【現状と課題】

高齢者虐待に関する相談は年々増加する傾向にあります。高齢者虐待を防止するため虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

【今後の方向性】

高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速な対応を図るため、関係機関と連携し、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務の体制整備・強化に努めます。

⑤ 消費者被害対策の強化

【現状と課題】

高齢者を標的とする消費者被害を防止するため「地域包括支援センターだより」等広報での啓発を行うとともに、消費生活センター担当職員が地域ケア会議に参画するなど連携しながら消費者被害防止に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、赤穂市消費生活センター等関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、情報提供を行います。

3. 医療との連携や住まいの基盤整備

(1) 医療・介護の連携

【現状と課題】

在宅医療と介護に関わる多職種が連携をとり、利用しやすく、一体的に医療・介護サービスが提供されるよう医療・介護情報の「見える化」をはじめ、在宅医療と介護連携に係る体制整備に取り組んでいます。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

医療機関等向けの「あこう在宅医療・介護マップ」ならびに市民向けの「あこう在宅医療・介護マップ（概要版）」2種類のマップを作成し、年1回配布しています。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医師会や在宅介護支援センター等、在宅医療・介護連携に携わる関係機関を参集し、在宅医療・介護連携推進会議を年3回開催しています。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進

赤相地区（赤穂市・相生市・上郡町）において、共通の入退院時の情報提供書を用い、切れ目なく、医療と介護が一体的に提供されるよう入退院調整を行っています。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

前述のウ切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進を図るため、赤相地区において、共通の入退院時の情報提供書の様式を定め、関係者間での情報共有を行っています。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センター内に在宅医療・介護連携支援センターを設置し、職員を1人配置し、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行っています。

カ 医療・介護関係者の研修

医師会や介護支援専門員等地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種間でのグループワークを年1～2回開催しています。

キ 地域住民への普及啓発

市民等を対象に、在宅医療・介護連携に関する講演会「在宅医療・介護連携セミナー」を年1回開催しています。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

赤相地区における病院・在宅連携推進会議を年1～2回開催しています。

【今後の方向性】

引き続き、在宅医療と介護に関わる多職種が連携をとり、在宅医療と介護を一体的に提供できるように在宅医療・介護連携体制整備の推進を図ります。地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な実施時期や評価指標等を定め、PDCAサイクルに沿って取り組みを推進していきます。

(2) 住まいの整備

① 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

【現状と課題】

令和元年度に、既存の3施設（合計定員85名）が有料老人ホームの指定を受けました。

【今後の方向性】

市内の高齢者の住まいの状況は持ち家の割合が9割を超えており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備について、当面の必要性は少ないものの、これらの整備については適宜対応します。

また、介護保険サービスの基盤整備にあたり、指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も多様な介護ニーズの受け皿であることを踏まえ、設置状況等の把握を行います。

さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に活用します。

② 住宅改修

【現状と課題】

自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるためには、加齢にともなう身体機能の低下等への対応のため、高齢者にあった住宅仕様にする（住宅のバリアフリー化）が必要です。

住宅改修により、高齢者の在宅での生活環境を整えています。

【今後の方向性】

介護保険の住宅改修と合わせ、兵庫県の人生いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していきます。

③ 介護保険外入所施設・養護老人ホーム

【現状と課題】

本市では、介護保険施設等の整備が進んでいることや相談件数・措置状況等から見ても、入所者の大幅な増加は見込まれないものの、生活の困窮者や虐待等の緊急避難施設として、高齢者のセーフティネットとなる施設であると考えています。

環境上及び経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者の施設である養護老人ホームは、市内に1施設が設置されています。令和2年4月現在、市内外の施設に計7名が入所しており、うち6名が市内の施設へ入所しています。

【今後の方向性】

引き続き、様々な在宅福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら、入所を必要とする人のニーズを的確に把握し、適正な養護老人ホームの活用を図ります。

④ 介護保険外入所施設・軽費老人ホーム(ケアハウス)

【現状と課題】

軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の人で、家族環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人が、低額な料金で利用することができる施設です。市内にはケアハウスが2施設あり、個室を基本とし、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を受けながら生活することができます。

【今後の方向性】

高齢者の様々な状況に応じて選択できるよう、施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法等について周知を図ります。

4. 介護に取り組む家族等への支援の充実

(1) 介護者支援のための相談体制の充実

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるようにするため、高齢者を支える介護者への支援も必要となります。

平成30年度より、認知症の人を介護する介護者を対象にした交流会を実施しました。また、令和元年度には、家族介護支援事業として、高齢者等を介護する介護者を対象に、医師による講演や交流会を実施しました。

【今後の方向性】

引き続き、市内の各相談機関との連携を強化し、介護者健康相談や交流会等を実施し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

また、介護離職を防止するため、公共職業安定所(ハローワーク)等関係機関と協働して、介護者が介護をしながら働きつづけることができるよう仕事と介護の両立支援制度の周知を図ります。

基本目標2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

1. 介護予防と生活支援の充実

(1) 健康づくりの推進

① 健康診査

ア. 特定健康診査

【現状と課題】

特定健康診査は、40歳から74歳までの赤穂市国民健康保険に加入している者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的として実施しています。さらに、特定健診受診項目に腎機能検査を追加し、腎臓病の予防に努めています。

特定健康診査が未受診の者に対しては、電話、訪問等により受診勧奨を行い、受診率向上に向けた取り組みを実施しており、特定健診受診率は、向上しているものの、伸び悩んでいます。

【今後の方向性】

今後も引き続き、生活習慣病予防や重症化予防に努めていただけるよう、特定健康診査の受診勧奨に努めていきます。また、健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。

イ. がん検診

【現状と課題】

胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診については、集団健診と同時にごがん検診を実施しており、受診しやすい環境づくりを行っています。子宮がん・乳がん検診については、市内医療機関において検診を実施し、特定の年齢の者に対し、無料クーポン券の配布を行っています。

これらの取り組みにより、がん検診受診率は、向上しているものの、伸び悩んでいます。

【今後の方向性】

今後も、がん検診受診率の向上に向け、引き続き、がん検診の必要性について、普及啓発に取り組むほか、がん検診を受診しやすい環境づくりを行っていきます。

② 健康教育

【現状と課題】

40歳以上の人を対象に、運動・栄養等の内容を取り入れた健康教育を各地区集会所や公民館等で「楽しく健康教室」を実施していますが、参加者は健康関心層が中心となっています。

【今後の方向性】

健康づくりや生活習慣病予防等正しい知識の普及を図り、自分自身の健康づくりに生かしていけるよう、健康づくり教室だけでなく、様々な機会において、健康無関心層も含めた健康教育に努めます。

③ 健康相談

【現状と課題】

保健センターにおける保健師・管理栄養士及び健康相談員による健康相談のほか、各地区に健康相談員を配置しており、市民の身近な相談相手としての役割を担っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、保健師・管理栄養士及び健康相談員が心身の健康について、個別に必要な助言等を行います。また、市民の多種多様な健康に関する相談に対応しているよう、相談体制の充実を図ります。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防教室等の実施

ア. 転倒骨折予防教室

【現状と課題】

高齢者の日常生活のなかでも比較的発生の頻度が高い転倒事故について、各地区の在宅介護支援センターが地域の高齢者等を対象に予防教室を開催することで、転倒予防の普及・啓発を行っています。

【今後の方向性】

今後も継続して各地区において、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけ、転倒予防の知識の習得や、自宅でできる転倒予防体操等を指導するなどして高齢者の転倒予防の充実を図ります。

イ. 認知症予防教室

【現状と課題】

各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に、認知症に関する学習会や認知症予防体操教室を開催し、認知症予防の普及・啓発に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も継続して各地区において、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけ、認知症予防の普及・啓発を図ります。

ウ. 生きがいデイサービス

【現状と課題】

老人福祉センター万寿園で行っている生きがいデイサービス利用者に対し、作業療法士等による体操や、ミュージックセラピストによる音楽療法を実施し、転倒骨折予防や認知症予防、加齢にともなう運動機能の低下予防・向上を図っています。

【今後の方向性】

引き続き介護予防に取り組む意欲を高めるため、生きがいデイサービスにおいて、貯筋体操及び音楽療法を実施していきます。

一方で、利用者が高齢化していること、施設が老朽化していること等から、今後の事業の在り方について検討が必要と考えます。

② 保健事業と介護予防の一体化事業

【現状と課題】

フレイル予防には、生活習慣病の（進行）予防とともに、身体機能・認知機能等の低下を防ぎ、社会との関わりを保つことが重要とされていることから、介護予防と保健事業の一体的な推進が必要です。

【今後の方向性】

KDBシステムを活用し、医療・介護レセプト等のデータを分析し、ハイリスク高齢者を抽出するとともに地域健康課題の分析・明確化を行うとともに、重点課題を抽出する。設定した重点課題に沿ったハイリスク高齢者を選定し、ハイリスクアプローチとして、保健師・管理栄養士等による個別訪問等の支援を行います。

さらに、ポピュレーションアプローチとして、いきいき百歳体操等住民主体の通いの場において、フレイル予備軍等を把握し、低栄養、筋力低下等の状態に応じ、保健師・管理栄養士等による保健指導や必要者には、医療機関への早期受診勧奨など生活機能向上に向けての支援を行います。

③ 住民主体の通いの場の推進

ア. いきいき百歳体操の推進

【現状と課題】

令和2年3月末現在、57団体が、自主活動によるいきいき百歳体操を実施しています。また、いきいき百歳体操を地域に根ざした自主的な活動にするため、各地区いきいき百歳体操代表者等を対象に体操実技や自主活動運営方法等のリーダー養成講座を実施しています。

市内全域で開催されていますが、活動団体数には地域によって偏りがあります。

【今後の方向性】

引き続き、市内各地でいきいき百歳体操を実践する団体数を増やすため、広報等あらゆる機会を利用して、いきいき百歳体操の普及・啓発を図るとともに、介護予防リーダーの養成、既存団体活動への支援を行っていきます。

イ. ふれあい・いきいきサロン

【現状と課題】

地域の人たちが、身近な場所で気軽に集い、仲間と楽しく過ごせるふれあい・いきいきサロンは、令和2年度（令和2年9月末現在）市内に39か所開設されています。

開設数は増加傾向にあり、高齢者の閉じこもり防止や健康づくりの場、また参加者に地域の一員として役割が生まれることで、生きがいづくりの場ともなっています。

【今後の方向性】

今後も実践者交流会やサロンづくりのための講座の開催等を実施し、開設数の増加を目指します。

④ 介護予防普及啓発事業

【現状と課題】

介護予防について、セルフマネジメントを推進するため、いきいき百歳体操参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び希望者に対して、介護予防手帳を配布しています。

令和元年度より、フレイル予防についての正しい知識の普及啓発を図るため歯科衛生士や管理栄養士による講義やフレイルチェックを行うフレイル予防事業を実施しています。

【今後の方向性】

住民主体の通いの場であるいきいき百歳体操が、各地域において展開し、介護予防がどの地域でも身近な取り組みとなるよう、引き続き、介護予防について普及啓発を行っていきます。

さらに、フレイル予防の推進を図るため、保健事業と介護予防の一体的実施事業の中で、ポピュレーションアプローチとして、住民主体の通いの場において、フレイル予防健康教育・健康相談、また、フレイル予備軍等を把握し、必要者には、保健師・管理栄養士等による保健指導や医療機関への早期受診勧奨などの支援を行います。

⑤ 介護予防ケアマネジメント事業

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になることを防ぎ（発生を予防する）、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ため、介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要支援1または2と認定された方に対し、介護予防に関する事業やサービス等の紹介・利用の支援やケアプランを作成しています。

【今後の方向性】

今後も高齢者数の増加にともない、対象者数の増加が見込まれるため、引き続き、適切なサービス等の利用の支援やケアプラン作成に努めます。

(3) 生活支援サービスの充実

① 社会福祉協議会との連携強化

【現状と課題】

赤穂市社会福祉協議会とは密接に連携し、地域福祉の推進に取り組むとともに、活動に対する支援を行っています。

【今後の方向性】

今後とも、赤穂市社会福祉協議会を地域福祉活動を推進するリーダー役として位置づけ、連携を強化し、ともに地域福祉の推進に取り組んでいきます。

【主な社会福祉協議会の在宅福祉活動及び地域福祉活動】

(令和2年度現在)

事業名	内容
給食サービス	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、地区福祉推進連絡会等の協力による手作りの食事を定期的に配食しています。
友愛訪問活動	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、地区まちづくり連絡(推進)協議会等が安否確認を兼ねて訪問しています。
移送サービス	日常生活において、常時車椅子を必要とする在宅の要介護者や障がい者を対象に、ボランティアグループてんとうむしの協力を得て、リフト付ワゴン車を使用し、通院等外出介助を行っています。
三世代交流 もちつき大会	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、歳末たすけあい運動の一環として地区まちづくり連絡(推進)協議会が実施するもちつき大会等を支援しています。
小地域福祉推進事業	小地域を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習機会を提供する等、地域住民の自発的な福祉活動を支援しています。
ふれあい・いきいき サロン事業	ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親等が歩いて通える地区の集会所等に集い、レクリエーションや話し相手等の仲間づくり活動を支援しています。
パートナーサービス モデル事業	単位自治会を対象に、支援する人・支援してほしい人が地域で相互に助け合える仕組みづくりを支援しています。
地域の困りごと応援隊	ちょっとした困りごとを抱える支援の必要な人に対して、生活支援サポーターを派遣し、支援を行うことで、地域のたすけあい活動の推進を図ります。

② 社会資源の活用

【現状と課題】

人口減少、高齢化の進展など社会情勢の変化は、地域でのつながりの希薄化を生み、地域での孤立などの問題を生むほか、自治会等においては、後継者や福祉の担い手不足などの問題が表面化しています。

自治会や社会福祉協議会、地域団体等、様々な団体などと連携して、住民同士の支え合い活動を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

各種講座等を通じて、福祉の意識づくりと担い手の発掘・育成に努めるとともに、地域組織や民生委員・児童委員等、様々な福祉に関する担い手の活動支援に取り組んでいきます。

ア. まちづくり団体(自治組織)との連携

【現状と課題】

まちづくり団体（自治組織）は生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の構成委員であり、高齢者の生活支援等サービスの提供について、協議体で検討を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体を通じて、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していきます。

イ. 民生委員・児童委員との連携

【現状と課題】

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する地域で高齢者からの生活上の相談に応じたり、福祉サービスの情報提供や関係機関とのパイプ役として調整を行う等、幅広く活動しています。

【今後の方向性】

福祉ニーズの多様化にともない、支援内容も幅広くなっていることから、地域福祉活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員の質の向上及び活動の支援に努めます。

ウ. 老人クラブとの連携

【現状と課題】

老人クラブは、令和元年度現在で43のクラブがあり、1,751人の会員が在籍しています。単位老人クラブにおいて、社会奉仕活動、教養活動、健康増進事業等を行っていますが、老人クラブ数、会員数は減少傾向にあります。

【今後の方向性】

様々な機会や広報を通じて、老人クラブの情報はじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組むとともに、老人クラブへの活動支援を図っていきます。

工. 関西福祉大学との連携

【現状と課題】

関西福祉大学の教員や学生の参画・協力を得ながら、「ユニバーサル社会づくり推進事業」等、様々な事業を展開しています。また、福祉・医療（看護）分野をはじめとする課題に関する調査研究・教育、福祉を支える人材の育成、リカレント教育、まちなにぎわい・活力の源泉である学生の存在など、大学は地域にとって多面的な存在価値があり、継続的な官学の連携体制を推進しています。

【今後の方向性】

大学及びその学生の力は、福祉の向上において重要であることから、今後も密接な連携・協力体制を推進していきます。

オ. 地域ボランティアとの連携

【現状と課題】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、市民・団体・事業者・行政等、多様な主体による助け合い、支え合いの仕組みづくりが重要です。

単身世帯の増加や支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、生活支援サービスの充実と介護予防の担い手となるボランティアは、介護保険等の公的なサービスのいわゆる隙間を埋める役割を果たすものと考えられており、その人材育成に取り組む必要があります。平成30年度より、介護保険サービス外の介護サービスを提供する生活支援サービス実施団体との情報交換会を通じ、ネットワーク作りや連携の基盤構築を図っています。

【今後の方向性】

人口減少、少子高齢化の進行により、地域の支え手も減少していくと考えられる一方で、支援を求める高齢者は増える傾向にあり、また支援の内容も多様化・複雑化しています。

住民主体の取り組みやボランティアの養成について、生活支援コーディネーターとの連携により、進めていきます。

③ 生活支援サービス

【現状と課題】

個々の生活状況に応じて、高齢者が自立した生活を営むことができるよう、赤穂市独自で各種生活支援サービスを提供しています。

【今後の方向性】

引き続き高齢者のニーズを把握し、各サービスのあり方について検討します。必要に応じて地域包括支援センターや在宅介護支援センター、その他関係機関との連携を行いながら、高齢者の自立を支援していきます。

【主な生活支援サービス】

(令和2年度現在)

事業名	内容
情報提供事業	本市が取り組む高齢者の在宅福祉サービスに関する情報提供リーフレットの作成・配布を行っています。
老人日常生活用具 給付等事業	65歳以上の心身機能の低下にともない、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活に必要な品物の貸与や給付をし、安全で快適な生活を支援しています。
高齢者等住宅改造助成事業	高齢者・障がいのある人が住み慣れた住宅で安心してすこやかな生活が送れるよう住宅改造費の一部を助成しています。
ねたきり老人等 寝具貸与事業	6ヶ月以上ねたきりで介護が必要な状態にある65歳以上の高齢者、または、65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、年1回寝具を貸与し2週間に1回、カバーの交換を行っています。
在宅老人介護者支援事業	寝たきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」に補助金を交付することにより様々な援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。
ホームヘルプ サービス事業	介護保険の対象にはならないが、日常生活に支障がある65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、赤穂市ホームケアセンターにヘルパー派遣を依頼し、日常生活上の軽易な家事援助を実施する事業です。ヘルパー利用料金の一部を助成しています。
ひとり暮らし老人等 火災警報器購入助成事業	消防法及び赤穂市火災予防条例による住宅用火災警報器の設置義務化を受け、火災警報器を設置した75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、その設置費用の一部を補助しています。
家族介護教室事業	各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催し、家族への介護支援を行っています。
ねたきり老人紙おむつ 給付事業	ねたきり（6ヶ月以上常時臥床状態にある人）で、おむつの使用が必要であると判断された市内に居住する高齢者で、低所得世帯に属する人を対象に、1日あたり4組を限度として紙おむつを支給しています。
家族介護慰労金支給事業	認知症やねたきりの高齢者を居宅で常時介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、介護者に対して介護慰労金を支給しています。
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	徘徊のみられる認知症高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊高齢者が行方不明になった場合、GPSを利用して早期に高齢者の位置を検索するサービスについて、費用の一部を負担しています。
あんしん見守り キーホルダー登録事業	個人を識別する番号と連絡先を記したキーホルダー等を交付し、キーホルダー等を携行した高齢者が、外出先の緊急時の通報や照会があった場合、登録された緊急連絡先に連絡し、緊急時に速やかな対応を行います。

事業名	内容
住宅改修支援事業	介護保険の住宅改修制度をより使いやすくするため、居宅介護（介護予防）支援が行われておらず、住宅改修申請用の理由書の作成者を確保することが困難な人に対して、その作成をしたケアマネジャーに、理由書作成費用を支給します。
自立支援配食サービス事業	市内に住む70歳以上のひとり暮らし高齢者や、75歳以上の高齢者世帯で、心身障がい及び傷病等の理由により、日常の食事の調理が困難な高齢者を対象に、食事の支援を行っています。
介護相談員派遣事業	利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じます。
緊急通報システム（安心見守りコール）事業	65歳以上のひとり暮らしで援護を要する高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病や事故等の緊急時に通報機のボタンを押すことで、即時に受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部等との連携で速やかに対応できるものです。

2. 生きがいづくりや社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動への支援

【現状と課題】

価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化、さらに様々な社会参加の機会の創出により、加入者及び加入率が減少しています。

【今後の方向性】

今後は、身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深めることで、地域での存在感を強め、若手会員等の新規会員が気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう支援の充実を図り、活動の促進に努めます。

(2) 敬老支援

① 敬老長寿ふれあい事業

【現状と課題】

まちづくり連絡協議会単位や自治会単位で75歳以上の高齢者を対象とした敬老会や、70歳以上のひとり暮らし老人を対象としたふれあい交歓会を開催し、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福しています。

【今後の方向性】

地域で敬老行事を実施することで、各地域での「高齢者を見守る支えるネットワーク」づくりを推進し、見守り体制を構築するきっかけになるよう取り組むとともに、対象者の増加を踏まえ、各地域の意見も取り入れながら、参加しやすい事業を検討していきます。

② 敬老祝金

【現状と課題】

敬老祝い金として、米寿（88歳）を迎えた人に20,000円、白寿（99歳）を迎えた人には30,000円を交付しています。また、市内の男女各最高齢者には30,000円、最高齢夫婦には夫婦併せて30,000円を交付しています。

【今後の方向性】

今後も、長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業として継続していきます。

また、お祝いする対象者の範囲等も含め、適正な実施方法について、引き続き検討していきます。

(3) 老人福祉センターの利用

【現状と課題】

老人福祉センターの老朽化に伴い、改修・設備更新の実施に多額の経費を要する事態が生じています。

【今後の方向性】

老人福祉センターのあり方について、近隣他市の状況等も参考とし、検討する必要があります。

① 老人講座開設事業(千寿園)

【現状と課題】

千寿園は、高齢者の趣味・知識・教養の向上を目的とした12種類の講座を開催し、相互交流の場を提供して、高齢者の生きがいをづくりや老人福祉の向上に寄与しています。

【今後の方向性】

広報等を通じて講座の周知・啓発に努めるとともに、高齢者相互の交流が活発に行えるよう、継続して実施していきます。

② 万寿園の利用促進助成

【現状と課題】

万寿園を利用する老人クラブに対し交通費の助成を行い、会員相互の親睦や老人クラブの活動を支援しています。

【今後の方向性】

各単位老人クラブの活動に対しては、別途運営補助を行っており、事業の継続について検討が必要と考えます。

(4) 生涯学習機能の推進

【現状と課題】

本市では、公民館等を拠点に、多様なテーマによる高齢者大学及び千種川カレッジを市内10か所で開設しています。高齢者大学・千種川カレッジでは、高齢者の多様化する学習ニーズに対応した教養講座をはじめ、ボランティア活動、レクレーション等の自主活動及び各種クラブ活動を通じて、高齢者の仲間づくりや生きがいを創出し、人生100年時代の豊かで活力ある長寿社会の実現を目指しています。

一方、高齢ドライバーにより悲惨な交通事故の防止・減少を図るため、75歳以上の高齢者を対象として、運転免許証自主返納が進められています。このため、各公民館までの交通手段がなくなる高齢者が増加し、学生数の減少が顕著に表れてきています。

【今後の方向性】

赤穂市の高齢者人口は、本市の人口ビジョンでは令和2年の15,103人をピークに令和7年(2025年)は14,860人、令和12年は14,567人を将来の人口展望としています。5年ごとに約2%減少する高齢者人口に対して、現在の学生数を維持するため、高齢者大学の活動についてのPRや講座の充実を図るとともに、学習ニーズの多様化に応じた講座の開設を図っていきます。

(5) 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

スポーツクラブ21やスポーツ推進委員の協力により、ニュースポーツの普及促進が図られています。さらに多くの参加者を得るために新たなニュースポーツの導入、開発が求められます。

【今後の方向性】

高齢者が自分の好みや能力に合わせて誰とでも楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

(6) 就労支援の充実

① シルバー人材センター

【現状と課題】

シルバー人材センターでは、企業の再雇用等の影響により、入会者の年齢の上昇で会員の高齢化が進み、需要の多い除草・剪定・清掃作業を希望する会員が年々減少しています。一方、経済的安定を求めたり、意識の多様化により様々な働き方を希望する高年齢者が増え、幅広い就業機会の確保がより一層必要となっています。

【今後の方向性】

高齢者のための多様な就業機会の確保はもちろんのこと、生きがいづくりのためのボランティア活動や作品展の開催、会員以外にも呼びかけた講習会の開催など幅広い活動を行い、高齢者の活動拠点となるようより一層の充実を図っていきます。

また、地域包括支援センターに配置された就労的活動支援コーディネーターと協働し、就労的活動による高齢者の社会参加を促進していきます。

② 介護支援ボランティア・ポイント制度事業

【現状と課題】

高齢者自身の社会参加活動を推進し、健康増進と介護予防を図ることを目的とし、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申し出によりポイントを換金できるしくみです。

令和元年度におけるボランティア登録人数は100人、延活動回数は2,844回と数年横ばいで推移しています。活動回数の維持・増加に向けて、また、早期にボランティアへの関心を高めるために、対象者の年齢見直しや、ボランティア活動の内容についても検討していく必要があります。

【今後の方向性】

ボランティア・ポイントを活用し、高齢者の通いの場等への参加やボランティア活動に対し、ポイントを付与や有償ボランティアの推進を行うことで、高齢者層の社会参加を図ります。活動を通して高齢者の健康増進と介護予防を図り、地域貢献を奨励することで、高齢者と地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会づくりを推進します。

基本目標3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

1. 介護サービスの充実強化

(1) 介護人材の確保

① 生活支援サポーター養成講座

【現状と課題】

生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターが主体となって行う生活支援の担い手の養成として、生活支援サポーター養成講座を実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、生活支援サポーター養成講座といった生活支援に係るボランティアを養成し、地域の困りごと応援隊など多様な主体が実施する介護人材の確保につなげていきます。

② 多様な人材の参入と推進

【現状と課題】

介護分野における人材のすそ野を広げるため、元気高齢者ほか、多様な人材の活躍を一層促進することが重要です。

【今後の方向性】

介護現場全体の人手不足対策として、元気な高齢者を含む地域の方々に関心を持ってもらうよう働きかけ、ボランティアへの関心をも高められるよう努めます。

(2) 災害・感染症対策の推進

【現状と課題】

介護保険事業所に災害等発生時の避難経路や職員の応援体制の確認、感染症が発生した際に必要となる衛生資材の確認を行うとともに、県と協力して衛生資材の確保、配布を行っています。

【今後の方向性】

日頃から介護事業所等と連携し、防災・感染症対策を促します。

防災対策においては、防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

感染症対策においては、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する情報の提供の充実等を行います。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。

2. 介護保険事業の適正な運営

(1) 介護サービスの質の確保・向上

① 利用者の苦情・相談への対応

【現状と課題】

地域包括支援センターでは、総合相談支援業務の中で、高齢者等からの苦情を始め、さまざまな相談に応じています。

【今後の方向性】

引き続き、総合相談支援業務の中で、高齢者等からの苦情対応に努めていきます。

② 赤穂市介護支援専門員連絡協議会との連携

【現状と課題】

制度や施策に関する研修会や情報交換等を通じて、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、保健・福祉・医療等との連携強化により、公平・中立なケアマネジメントの確保を図っています。

また、介護支援専門員としての専門性を生かし、介護予防・生活支援体制整備協議体の構成委員として、地域づくりに取り組んでいます。

【今後の方向性】

制度や施策に関する情報提供をはじめ、研修会等への可能な支援を行う等、介護支援専門員連絡協議会との連携の充実を図っていきます。

③ 赤穂市老人福祉施設協議会との連携

【現状と課題】

老人福祉施設協議会主催の老人福祉セミナーやその他の連絡会へ出席し、連携及び交流を密にしています。

【今後の方向性】

市内の老人福祉施設が相互に連携を保ち、老人福祉事業の振興を図るために設置された赤穂市老人福祉施設協議会は、入所者の待遇向上・施設間の交流・職員の資質向上等を推進しています。

今後とも、老人福祉施設間の連携及び交流を密にし、介護サービスの向上を図っていきます。また、制度や施策に関する情報提供等、他の福祉サービスとの連携も強化することで、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。

④ 介護給付費適正化事業の推進

【現状と課題】

不正な給付の削減や適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにより、持続可能な介護保険制度の構築を図っています。

介護給付適正化計画に基づき、適正化主要5事業に取り組んでいるところですが、適正化システム帳票のさらなる活用を行い、より効果的・効率的な適正化事業の実施が必要です。

【今後の方向性】

今後も引き続き介護給付適正化計画に基づき、より効果的・効率的な適正化事業を実施するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会との連携を密にし、介護給付費の適正化を図っていきます。

⑤ サービスの質の向上

【現状と課題】

「介護サービス情報の公表」制度の普及促進を図り、利用者のサービス選択を支援するとともに、事業者の質の向上に努めています。

また、事業者自身による自主的な取り組みとなりますが、サービスの第三者評価は「介護サービスの公表」と同様に、利用者がサービスを選択する際の判断材料の一つとなることから、事業者への第三者評価の導入及び評価の継続を促進しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、上記の取組を継続して行っていきます。

また、ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、業務の効率化に取り組んでいきます。

⑥ 介護相談員

【現状と課題】

介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待され、相談員と保険者の連携も図れているところです。相談技術や介護保険に関する知識の向上を図っていくことが大切です。

【今後の方向性】

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等の聞き取り等を行っています。

この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待されます。

今後も引き続き施設等への派遣を行うとともに、介護相談員の研修の機会を設け、相談技術や介護保険に関する知識の向上を図り、サービス利用者がより相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。

⑦ 情報公表

【現状と課題】

本市のホームページで地域包括支援センターの実施する事業を公表するほか、市内の医療機関や介護に関する相談機関を記載した「あこう在宅医療・介護マップ」を全戸配布しています。

また、「ご存じですか 地域包括支援センター」というテーマを他課所管の「早かごセミナー」のメニューに加え、広く市民に地域包括支援センターを知ってもらうよう周知を図っています。

【今後の方向性】

引き続き、地域にある社会資源を把握することができるよう、地域包括支援センター、在宅医療・介護、生活支援サービス等の情報を公表します。

⑧ 事業所への実地指導

【現状と課題】

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業者の実地指導を行っています。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業の提供事業者にも拡大していくことが必要です。

【今後の方向性】

「赤穂市指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱」及び「赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業事業者等指導監査実施要綱」に基づき、定期的に実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細やかな指導を実施し、指導基準の遵守やサービスの質の改善・向上を図っていきます。